

企業内容等の開示に関する留意事項について（平成11年4月大蔵省金融企画局）

改 正 案	現 行
<p>A 基本ガイドライン</p> <p>法第5条（有価証券届出書の提出とその添付書類）</p> <p>5 - 12 開示府令第二号様式記載上の注意(25)のaの規定により最近5連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移を記載する場合には、連結財務諸表が作成されている連結会計年度について記載するものとする。また、同様式記載上の注意(25)のa及びbの規定により連結キャッシュ・フロー計算書又はキャッシュ・フロー計算書上の指標を記載する場合には、連結キャッシュ・フロー計算書又はキャッシュ・フロー計算書が作成されている連結会計年度又は事業年度について記載するものとする。開示府令第二号の四様式から第二号の七様式の「主要な経営指標等の推移」の記載についても同様とする。ただし、第二号の六様式の「統合財務情報」については、同様式記載上の注意により記載しなければならないことに留意する。</p> <p>5 - 12 - 2 <u>開示府令第二号様式記載上の注意(25)の規定により最近5連結会計年度及び最近5事業年度に係る主要な経営指標等の推移を記載する場合であって、連結財務諸表規則第2条第41号及び財務諸表等規則第8条第49項の規定による遡及適用を行った場合、連結財務諸表規則第2条第42号の規定による連結財務諸表の組替え及び財務諸表等規則第8条第50項の規定による財務諸表の組替えを行った場合並びに連結財務諸表規則第2条第43号及び財務諸表等規則第2条第51項の規定による修正再表示を行った場合には、その旨を注記しなければならないことに留意する。開示府令第二号の四様式から第二号の七様式の「主要な経営指標等の推移」の記載についても同様とする。</u></p>	<p>A 基本ガイドライン</p> <p>法第5条（有価証券届出書の提出とその添付書類）</p> <p>5 - 12 開示府令第二号様式記載上の注意(25)のaの規定により最近5連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移を記載する場合には、連結財務諸表が作成されている連結会計年度について記載するものとする。また、同様式記載上の注意(25)のa及びbの規定により連結キャッシュ・フロー計算書又はキャッシュ・フロー計算書上の指標を記載する場合には、連結キャッシュ・フロー計算書又はキャッシュ・フロー計算書が作成されている連結会計年度又は事業年度について記載するものとする。開示府令第二号の四様式、<u>第二号の五様式及び第二号の六様式の「主要な経営指標等の推移」の記載についても同様とする。</u>ただし、第二号の六様式の「統合財務情報」については、同様式記載上の注意により記載しなければならないことに留意する。</p> <p>（新設）</p>